

校則の見直し等に関する取組事例について、所管の学校及び域内の教育委員会等へ周知をお願いいたします。



事務連絡
令和3年6月8日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

校則の見直し等に関する取組事例について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまで各学校において、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただいているところです。しかしながら、昨今の報道等においては、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった旨の指摘もなされています。

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）においても示されているとおり、校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導にならないか注意を払う必要があります。また、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏

またものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあるほか、学校のホームページに校則を掲載することで見直しを促す例もあります。

また、校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

これらを踏まえ、今般、教育委員会や学校における校則の見直し等に関する取組事例をまとめましたので、別添のとおりお知らせいたします。各教育委員会や学校等においては、別添の取組事例も参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

については、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、御配慮をお願いいたします。

【別添】

- 別添1：校則の見直し等に関する取組事例について（教育委員会・学校）
- 別添2：校則について（生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）より抜粋）

【参考】

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm



(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線3298）

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp

校則の見直し等に関する取組事例について①

(教育委員会)

別添1

岐阜県教育委員会

- 平成30年9月、県立高等学校に対し、実態に即した運用や指導ができているか等の観点から、校則を見直すよう通知。
- 平成31年2月、校則の見直し状況について実態調査を実施。(対象: 県立高等学校)
 - [・制服着用時の下着の色等を制限: 16校(26%) ・外泊・旅行の届け出や許可を求める: 46校(75%)]
 - ※これらの校則については、見直しを促した結果、全て改定済。
- 令和元年11月、校則を県立高等学校のホームページへ掲載するよう依頼するとともに、見直し状況を再調査。
- 令和3年5月、県立学校に対し、校則について、以下の旨などを再通知。
 - ・スクール・ポリシーの策定も考慮し、学校運営協議会等で議論すること。
 - ・生徒が考える機会を設定するとともに、改定手続きを明文化するなど、生徒・保護者に周知すること。

長崎県教育委員会

- 令和2～3年にかけて、校則の内容について、実態調査を実施。(対象: 県立高等学校、県内公立中学校)
 - [・下着の色を「白」に指定している学校: 138校(58%)]
- 令和3年3月、県立学校に対し、人権に配慮した内容となっているかという観点等から、校則の見直しを行うことなどを通知。

鹿児島県教育委員会

- 令和2年度までの3年間における校則の見直し状況について、実態調査を実施。(対象: 県内公立小・中・高等学校)
 - [校則の内容を改定した学校数 ※全学校で校則の内容の定期的な見直しは行われている。]
 - [・小学校: 297校(64%) ・中学校146校(69%) ・高等学校58校(97%)]
- 各学校に対し、校則の内容は、児童生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況等を踏まえ、絶えず積極的に見直す必要があることなどを周知。

校則の見直し等に関する取組事例について②

(学校)

公立中学校における取組事例

(生徒間における校則についての議論)

- 校則の見直しのため、各学級で校則の見直してほしい箇所、学校生活上のルールで変更してほしいことを議論。
- 生徒総会で校則を議題に取り上げ、生徒間で協議を実施。協議を踏まえ、生徒会から学校側へ校則の見直しに関する要望を提出。

(生徒の要望を踏まえた校則の見直し)

- 生徒たちの要望を踏まえ、学校側でも校則の見直しについて協議し、身なり等に関する校則を改定。

公立高等学校における取組事例

(校則に関する生徒・保護者・地域へのヒアリング)

- 学校側が中心となって、学校評議員会、PTA会議、生徒会に対し、現行の校則に関して、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取し、それを踏まえて校則を改定。

(校則のホームページ掲載)

- 生徒、保護者、地域の校則に関する意識を高めるとともに、学校における見直しを促すため、校則を学校のホームページに掲載。

(入学希望者への校則の周知)

- 児童生徒・保護者との共通理解を図るため、学校への入学を希望する中学生を対象とした学校説明会において校則の内容等について説明。

校則について ①

別添2

1 校則の性質

- ✓ 校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。
- ✓ 校則について定める法令の規定は特にならないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。
- ✓ 判例によると、社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は、校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されており、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされている。

2 校則の内容と運用

(1) 校則の主な内容

- 校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができる。
- ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられる。

【校則の例】

- ・ 通学、欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考查に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
- ・ 校内外の生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ、交通安全、校外での遊び、アルバイト等）
- ・ 服装、髪型、所持品に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧、不要物、金銭等）

校則について ②

2 校則の内容と運用

(2) 校則の運用

- 校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導していくことが重要。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導にならないか注意を払う必要がある。
- 校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合があるが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようとするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。
- 校則の指導が真に効果を上げるためにには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要。そのため、校則は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要がある。その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要。

(3) 校則の見直し

- 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。
- 校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある。

(※)「生徒指導提要」(平成22年3月文部科学省)より抜粋。

(※)制服については、「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて(通知)」(平成30年3月19日付け29初財務第26号)も参照。

令和元年(2019年)12月5日

各教育局長様
各道立学校長

学校教育局生徒指導・学校安全課長

校則の積極的な見直しについて（通知）

これまで、校則については、学校が教育目的の実現に向けて必要な生徒の行動指針として制定し、適切な運用及び見直しなどの取組を進めているところですが、令和4年度（2022年度）から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、令和4年度（2022年度）に18歳となる現在の15歳（中学校第3学年）が入学する令和2年度（2020年度）を目途に、法令との関連を踏まえて、校則や校内規定の見直しを図ることが必要となります。

については、次の点を踏まえ、各学校において、校則の積極的な見直しを進めるようお願いします。

記

1 基本的な考え方

校則は、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものであること。

2 内容

校則の内容については、社会通念上合理的と認められる範囲において、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされていること。

【校則の例】

- ・通学に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
 - ・校内生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ等）
 - ・服装、髪型に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧等）
 - ・所持品に関するもの（不要物、スマートフォン・携帯電話、金銭等）
 - ・欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの
 - ・校外生活に関するもの（交通安全（運転免許取得を含む。）、校外での遊び、アルバイト等）
- など

3 運用

- (1) 校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行うことが重要であること。
- (2) 教員が形式的に規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導になっていないか注意を払う必要があること。
- (3) 校則の指導が真に効果を上げるためには、年齢からは法律上可能であっても、学校

で生活するに当たり必要なルールがあることなど、その内容や必要性について児童生徒・保護者の間に共通理解をもつことが重要であること。

- (4) 入学時等までに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要があること。その際、校則に反する行為があった場合の対応について、その基準と併せて周知することも重要であること。
- (5) 就職が内定した進路決定者が、就職する時期までに必要な運転免許を取得できるようにするなど、円滑に職業生活に入れるよう配慮することが必要であること。

4 見直し

校則の見直しは、最終的には当該学校の校長の権限において適切に判断されるものであるが、見直しに当たっては、児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者から意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が参加した上で決定することが望ましいと考えられること。

(生徒指導・学校安全グループ)

生徒指導部

第 学年保護者 様

頭髪の特徴の申し出について

本校では、生徒の頭髪の変色や加工等を禁止しており、定期的に身だしなみ教育を行い頭髪の状態を確認しています。

つきましては、生まれつき頭髪に特徴（色や性質等）がある場合には、その特徴について事前に申し出をしていただくことで、確認日等において配慮いたします。

申し出以外で在学中に頭髪の変色や加工等が見られた場合は、原状回復の指導を行うことがありますので、ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

きりとり

頭髪の特徴についての申し出

令和 年 月 日

頭髪の特徴について申し出ます。

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

頭髪の特徴（色や性質等）について、詳しく記入してください。

1学年保護者の皆様へ

頭髪（地毛）等、生徒指導上配慮が必要な生徒の申請について（お願ひ）
春暖の候 保護者の皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、本校では「基本的生活習慣を身に付け、思いやりを持った明るく礼儀正しい生徒
を育てる」ことを生徒指導上の重点とし、頭髪・ピアス等の装飾品・化粧等の身だしなみ
については、年間8回程度の定期指導において継続的に指導しています。

しかし、生徒によつては、地毛が茶色い・くせ毛である等、個別の対応が必要な場合が
ございます。

つきましては、入学にあたり身だしなみに関して学校側に事前に周知すべき事柄がござ
いましたら、次の用紙に記入の上、お子様を通じて担任へ提出していただきますよう、ご
協力お願ひします。

なお、4月12日（月）に第1回の服装頭髪指導を予定しております。その際に、申請
用紙に基づき、お子様の髪の色をご確認させていただきますのでご了承ください。

（きりとり線）

地毛等の申請用紙

受検番号	出身中学校	生徒署名	保護者署名
	中学校		
【申請事項】			
<input type="checkbox"/> 髮色について			
<input type="checkbox"/> くせ毛について			
<input type="checkbox"/> その他（ドライヤーを強くあてることが多い、ヘアアイロンをよく使うなど）			

※提出期限：4月12日（月）

※提出先：生徒→各担任

※受検番号・出身中学校・生徒署名以外は、保護者の方が記入してください。